

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための消毒命令について

10月に入り、国内の野鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、養鶏農場でも、北海道（10/17）や千葉県（10/23）で発生が確認されており、群馬県内の養鶏農場でも発生リスクが高まっています。

このような状況を踏まえ、群馬県では発生予防対策を徹底するため、すべての家きん（採卵鶏、肉用鶏など）飼養者に対して、家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒を命令します。

1 命令日

令和6年10月25日（金）

2 命令期間

令和6年10月28日から令和7年3月31日まで

3 対象農場数

432戸

4 命令の内容

消石灰の農場内（施設周囲・農場敷地内）散布

※同等の効果が認められる方法（消毒薬の散布）への代替も可

※同日付で群馬県報に登載

5 その他

群馬県では飼養羽数100羽以上の農場に対し、農場消毒用の消石灰を配布しています。